

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第31号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																						
1	<p>(認定申請手数料等)</p> <p>第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>申請の種類</th><th>手数料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請</td><td>[略]</td></tr><tr><td>法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	申請の種類	手数料の額	[略]		法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請	[略]	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請	[略]	<p>(認定申請手数料等)</p> <p>第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>申請の種類</th><th>手数料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請</td><td>[略]</td></tr><tr><td>法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請</td><td>27,000円</td></tr><tr><td>法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請</td><td>[略]</td></tr><tr><td>法第53条第5項第1号から第3号までの規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請</td><td>33,000円</td></tr><tr><td>法第53条第5項第4号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請</td><td>160,000円</td></tr></tbody></table>	申請の種類	手数料の額	[略]		法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請	[略]	法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請	27,000円	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請	[略]	法第53条第5項第1号から第3号までの規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請	33,000円	法第53条第5項第4号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請	160,000円
申請の種類	手数料の額																							
[略]																								
法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請	[略]																							
法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請	[略]																							
申請の種類	手数料の額																							
[略]																								
法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請	[略]																							
法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請	27,000円																							
法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請	[略]																							
法第53条第5項第1号から第3号までの規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請	33,000円																							
法第53条第5項第4号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請	160,000円																							

法第53条第5項又は第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請	[略]
[略]	
法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請	[略]
法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請	[略]
[略]	
法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請	[略]
法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請	[略]
[略]	
法第86条第2項の規定に基づく1の敷地内にあるものとみなされる建築物に関する特例の認定の申請	建築物（既存建築物を除く。以下この欄において同じ。）の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては

法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請	[略]
[略]	
法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請	[略]
法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請	160,000円
法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請	[略]
[略]	
法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請	[略]
法第58条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する特例の許可の申請	160,000円
法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請	[略]
[略]	
法第86条第2項の規定に基づく1の敷地内にあるものとみなされる建築物に関する特例の認定の申請	建築物（建築等をするものに限る。以下この欄において同じ。）の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつ

	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
[略]	
法第86条第4項の規定に基づく1の敷地内にあるものとみなされる建築物に関する特例の許可の申請	建築物（ <u>既存建築物を除く</u> 。以下この欄において同じ。）の数が1である場合にあっては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>建築</u> の認定の申請	建築物（ <u>既存建築物を除く</u> 。以下この欄において同じ。）の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>建</u>	建築物（ <u>既存建築物を除く</u> 。以下この欄において

	ては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
[略]	
法第86条第4項の規定に基づく1の敷地内にあるものとみなされる建築物に関する特例の許可の申請	建築物（ <u>建築等をするものに限る</u> 。以下この欄において同じ。）の数が1である場合にあっては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の <u>新築又は一敷地内認定建築物の増築等</u> の認定の申請	建築物（ <u>新築又は増築等をするものに限る</u> 。以下この欄において同じ。）の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく一敷地内認定建築物等以外の建築物の	建築物（ <u>新築又は増築等をするものに限る</u> 。以下

<u>築の許可の申請</u>	同じ。) の数が 1 である場合にあっては238,000円、建築物の数が 2 以上である場合にあっては238,000円に 1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
[略]	

2・3 [略]

<u>新築又は一敷地内認定建築物等の増築等の許可の申請</u>	この欄において同じ。) の数が 1 である場合にあっては238,000円、建築物の数が 2 以上である場合にあっては238,000円に 1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
[略]	

2・3 [略]

2

(がけ)

第6条 高さ2メートルを超えるがけ（宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第1条第2項に規定するがけをいう。以下同じ。）又は当該がけの上に接する土地（がけの下端からの水平距離ががけの高さの2倍以内の土地をいう。以下同じ。）若しくは当該がけの下に接する土地（がけの上端からの水平距離ががけの高さの2倍以内の土地をいう。以下同じ。）に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模、構造若しくは用途に応じ、安全上支障がない擁壁の類を設けなければならない。

- (1) 堅い地盤を切ったがけ面、安定した地盤のがけ面又は特殊な構造方法によるがけ面で安全上支障がない場合
- (2) 構造耐力上主要な部分（がけ崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。）が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造でがけ崩れに対して安全な建築物をがけ又はがけ下に接する土地に建築する場合

2 高さ2メートルを超える擁壁の構造は、建築基準法施行令（昭和25年政

(崖)

第6条 高さ2メートルを超える崖（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第1条第1項に規定する崖をいう。以下同じ。）又は当該崖の上に接する土地（崖の下端からの水平距離が崖の高さの2倍以内の土地をいう。以下同じ。）若しくは当該崖の下に接する土地（崖の上端からの水平距離が崖の高さの2倍以内の土地をいう。以下同じ。）に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、崖の形状若しくは土質又は建築物の位置、規模、構造若しくは用途に応じ、安全上支障がない擁壁の類を設けなければならない。

- (1) 堅い地盤を切った崖面、安定した地盤の崖面又は特殊な構造方法による崖面で安全上支障がない場合
- (2) 構造耐力上主要な部分（崖崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。）が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらに類する構造で崖崩れに対して安全な建築物を崖又は崖の下に接する土地に建築する場合

2 高さ2メートルを超える擁壁の構造は、建築基準法施行令（昭和25年政

令第338号) 第142条並びに宅地造成等規制法施行令第7条及び第8条の規定によらなければならない。

3 がけ又はがけの上に接する土地に建築物を建築する場合は、その敷地に適切な排水設備を設けなければならない。

令第338号) 第142条並びに宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第9条及び第10条の規定によらなければならない。

3 崖又は崖の上に接する土地に建築物を建築する場合は、その敷地に適切な排水設備を設けなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年5月26日から施行する。